

長崎市公告第 1 0 1 号

長崎市片淵四丁目、西山一丁目及び金堀町の各地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

1 地図及び簿冊の名称

片淵四丁目、西山一丁目及び金堀町の各地域内の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から同月 2 9 日（火）まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 3 5 号）に規定する本市の休日を除く。）

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで

3 閲覧場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 1 8 階 都市計画課

4 特記事項

(1) 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

(2) 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

令和 8 年 9 月 9 日

長崎市長 鈴木 史 朗